

令和2年8月
(第1回)

南大隅町農業委員会
定例総会 議事録

令和2年8月24日(月曜日)

令和2年8月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和2年8月24日(月曜日) 午前9時00分～午後9時55分

2 開催場所 南大隅町本庁 会議室

3 (1) 出席委員(12人)

会 長	13番	橋 口 初 男
委 員	1番	松 山 和 子
〃	2番	北 之 口 洋 一
〃	3番	富 田 良 成
〃	5番	後 藤 望
〃	6番	淵 脇 耕 二
〃	7番	溝 田 耕 一
〃	8番	東 山 崎 勝 一
〃	9番	吉 永 一 雪
〃	10番	田 淵 哲 朗
〃	11番	徳 留 徳 次
〃	12番	横 原 洋 伸

4 農業委員会事務局職員

事務局長 新保 哲郎
事務局次長兼係長 戸島 和則
事務局会計年度職員 山下 晶子

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 非農地証明願いに係る証明について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定による農用地利用
集積計画の決定について

6 会議の概要

議長： ただいまから、令和2年8月南大隅町農業委員会定例会総会を開会いたします。
本日の定例会の出席委員は12名です。全員出席ですので、総会は成立しております。
農地利用最適化推進委員については、9名の出席でございます。
次に、南大隅町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員の指名
ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、1番の松山委員と2番の北之口委員の両名を指名します。
本日の会議書記には事務局職員の戸島氏と山下氏を指名いたします。
以上で日程第1を終わります。

議長： 次に、日程第2の議案の上程に入ります。
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。許可
申請は4件です。事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 農地法第3条の許可申請は、所有権移転に関するものが4件であります。それでは、
議案書をもとに説明します。

(議案第1号 議案書の読み上げ)

3ページをご覧ください。集計表となっております。

(3ページ 集計表の読み上げ)

4ページをお開きください。受付番号1番に係る資料でございます。

(受付番号1番 関係資料説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当
しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

6ページの受付番号2番についても関連がございますので、引き続き説明をいたしま
す。

(受付番号2番 関係資料説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当
しないため、許可要件のすべてを満たすと考えますので、よろしく申し上げます。

議長： ここで、受付番号1番並びに2番の事務局からの説明に関連して、担当委員の現地調査
の報告を一括して求めます。

12番： はい。

議長： 横原委員どうぞ。

1 2 番： 12 番横原です。受付番号 1 番 2 番は関連しますので一括して報告いたします。8 月 20 日に吉田推進員と〇〇の担当者の 3 名で現地を調査しました。申請地は〇〇の北側にあり、これまでに数回、3 条申請が出された地域であります。20 数年前まで耕作されておりましたが、現在は耕作放棄地、荒廃農地となっております。譲受人の〇〇は取得後、当分の間は草地として耕作し、将来は〇〇建設を考えている。

なお、〇〇は取得した農地から、順次、重機を使いカヤなどを除去した後、トラクターで耕耘をし、畑として活用するとのことで、何ら問題はないと思われま

議 長： ありがとうございます。事務局からの説明並びに担当委員から報告がありましたが、これより、質疑に入ります

議 長： これより、質疑に入ります。農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ありませんか。担当地区の吉田推進委員も何かご意見等ありましたらお願いします。

議 長： ありませんか。

(ありません。の声あり。)

議 長： よろしいですか。

今総会より総会の方式、特に採決についてですが、まず、推進委員の皆さんにも判断をいただきたいと、賛否の判断をいただきたい思います。

それでは、受付番号 1 番について農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。

推進委員の皆さんにお伺いします。受付番号 1 番について、許可やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。

全推進委員、許可やむなし。でございます。

それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第 1 号、受付番号 1 番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 1 号、受付番号 1 番は許可することに決定いたします。

議 長： 続いて、受付番号 2 番について農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思

います。推進委員の皆さんにお伺いします。受付番号 2 番について、許可やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。

全推進委員、許可やむなし。でございます。

それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、

議案第1号、受付番号2番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第1号、受付番号2番は許可することに決定いたします。

議長： 次に議案第1号、受付番号3番について、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 8ページをお開きください。8ページについては、受付番号3番の資料でございます。

(受付番号3番 関係資料説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えますので、よろしくをお願いします。

議長： ここで、事務局からの説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

10番： はい。

議長： 田淵委員どうぞ。

10番： 10番田淵です。8月17日に申請人の〇〇氏の都合が悪くなったため、ご両親と田島推進委員の4名で調査をしました。申請地は、〇〇集落で〇〇の東側に当たります。茶畑が2枚になっていて、東側のほ場の一部です。14～15年前に〇〇の〇〇氏より購入しましたが、名義変更がなされていなかったため、今回、所有権移転の手続きをされるものです。なお、お茶畑はきれいに管理されていました。調査の意見としまして、譲受人は他にも茶畑を経営されており、何ら問題はないと考えます。以上です。

議長： ありがとうございます。事務局からの説明並びに担当委員から報告がありましたが、これより、質疑に入ります。農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ありませんか。担当地区の田島推進委員、何かご意見等ありましたらお願いします。

議長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議長： よろしいですか。

それでは、まず、受付番号4番について農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思えます。

推進委員の皆さんにお伺いします。受付番号4番について、許可やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： ありがとうございます。

全推進委員、許可やむなし。でございます。

それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、

議案第1号、受付番号4番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第1号、受付番号3番は許可することに決定いたします。

議長： 次に議案第1号、受付番号4番について、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 10ページをお開きください10ページについては、受付番号4番の資料でございます。

(受付番号4番 関係資料説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えますので、よろしくをお願いします。

議長： ここで、事務局からの説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

10番： はい。

議長： 田淵委員どうぞ。

10番： 10番田淵です。8月17日に譲渡人の〇〇さんと田島推進委員の3名で調査をしました。申請地は、〇〇公民館から南側に約300メートルで、譲渡人と譲受人は親子になります。〇〇のハウスを経営されており、経営移譲にともない、贈与手続きをされるそうです。ハウスは次期作に向けて準備中でした。861番4はピロ畑です。〇〇番〇は畜産農家が飼料作物を植え付けてありました。調査の意見としまして、親子での所有権移転手続きであり、今後も〇〇を継続される予定で、何ら問題はないと考えます。以上です。

議長： ありがとうございます。事務局からの説明並びに担当委員から報告がありましたが、これより、質疑に入ります。農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ありませんか。担当地区の田島推進委員、何かご意見等ありましたらお願いします。

3番： はい。

議長： 富田委員どうぞ。

3番： 3番、富田です。これとは関係ないかもしれませんが、この申請は生前贈与になりますよね。生前贈与となると税金の関係も出てきてますが、金額とかそのあたりを事務局としては把握しているのか。

事務局： はい。

議長： 事務局どうぞ。

事務局： はい。以前、〇〇さんの方から贈与をしたいと相談があり話しをさせていただきました。所有地を一括で贈与をしたいという考え方だったわけですが、ただ、その話しの中で、一括贈与となると贈与税が掛かるとお思いますので、そこを計算されてから、3条で

の贈与を申請されたほうが良いですよ。と、話しをさせていただいたところです。その結果、今回の1.5ヘクタールの贈与をされる、分割でされるのではないかと考えます。その贈与税につきましては、こちらでお聞きしておりません。

議 長： よろしいですか。

3 番： はい。分かりました。後継者が若いうちに、贈与をしてあげたほうが本人のやる気も違ってくるでしょうし、そのあたりが気になったものですから。

議 長： 他にございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。

それでは、まず、受付番号4番について農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思えます。

推進委員の皆さんにお伺いします。受付番号4番について、許可やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。

全推進委員、許可やむなし。でございます。

それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第1号、受付番号4番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第1号、受付番号4番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第2号の非農地証明願いについてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、12ページの議案第2号の議案書をご覧ください。

今月の非農地証明に係る証明の申請は1件です。議案書をもとに説明いたします。

(議案第2号 議案書の読み上げ)

13ページをお開きください。受付番号1番に係る資料でございます。

(受付番号1番 関係資料説明)

以上、よろしく申し上げます。

議 長： ここで、事務局からの説明に関連して、担当委員の現地調査の報告を求めます。

12番： はい。

議 長： 横原委員どうぞ。

12番： 12番横原です。8月20日に事務局、吉永委員、吉田推進委員の5名で現地調査を行いましたので報告します。該当地は50年程前まで一部住居があり菜園がありましたが、その後、耕作されておらず原野化した状態です。平成20年に申請者の〇〇の〇〇氏が取得し、当時、開発を試みましたが、断念し現在は原野化が更に進んだ状態でした。調査の意見としまして、すでに耕作放棄から数十年経過しており、周辺も原野化した状態で、現況地目も原野となっていることから、非農地として妥当かと思われます。

議 長： ありがとうございます。事務局からの説明並びに担当委員から報告がありましたが、これより、質疑に入ります。農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ありませんか。担当地区の吉田推進委員、何かご意見等ありましたらお願いします。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： (新旧航空写真、農振エリア図にて補足説明)

議 長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。

それでは、農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。
推進委員の皆さんにお伺いします。受付番号1番について、非農地としての証明はやむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。

全推進委員、やむなし。でございます。
それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第2号、受付番号1番について非農地として証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第2号、受付番号1番は非農地として証明することに決定いたします。

議 長： 次に議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 16ページの議案第3号の議案書をご覧ください。

町長より農用地利用集積計画の決定を求められています。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第3号 議案書読み上げ)
(17 ページ 総括表読み上げ)

18 ページから 23 ページの集積計画については、それぞれの農用地利用集積計画の内容を掲載しておりますので、お目通しください。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。よろしく申し上げます。

議長： これより質疑に入りますが、受付番号 12 番に私に関する議題を提出しております。よって、南大隅町農業委員会会議規則第 12 条の議事参与の制限により退席をいたしますので、議長を会長代理に代わります。

(橋口会長 退席)

議長代理： これより、質疑に入ります。
農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ございませんか。

事務局： はい。

議長代理： 事務局。

事務局： はい。19 ページの受付番号 12 番ですが、賃借料が記載されておりました。賃借料は 10 a 当たり〇〇円で設定されております。記載をお願いします。

議長代理： 他にありませんか。

野村推進委員： 川北地区の野村です。教えていただきたいのですが、受付番号 36 番から 45 番のシキミとヒサカキの関係ですが、36 番から 38 番は 3 筆で〇〇円と水利費となっておりますが、大体その位かと思いますが、39 番から 45 番の 7 筆で〇〇円というのは面積からすると安いのでは考えます。36 番から 38 番の所有者は地元の方で水利費まで払ってください。という契約で〇〇円になったのではと思います。39 番から 45 番の所有者の〇〇さんについては、県外にいるから無償でもいいから作ってもらいたい、という中での〇〇円なのでしょうか。

事務局： 今、野村推進委員の質問については、36 番から 38 番は 3 筆で〇〇円と水利費ということで契約されると、39 番から 45 番については 7 筆で〇〇円であり、差がありすぎるというご質問だと思いますが、〇〇さんの自宅の隣が〇〇さんのご実家であります。すでにご両親ともにお亡くなりになられており、空き家になっておりますが、農地を管理していただくという意味合いを込めて、7 筆で〇〇円となっているところであります。

議長代理： 野村推進委員、よろしいでしょうか。

野村推進委員： 分かりました。

議長代理： 他はよろしいですか。

(異議なしの声あり)

議長代理： よろしいですか。
それでは、農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。
推進委員の皆さんにお伺いします。議案第3号の集積計画について、異議なし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長代理： ありがとうございます。
全推進委員、異議なし。でございます。
それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第3号について、計画どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長代理： 全員賛成ですので、議案第3号は計画のとおり決定いたしましたので、町長に意見を
送付いたします。

議長代理： ただ今、議案第3号は決定されましたので、議長を会長に交代いたします。

(橋口会長 着席)

議長： 以上で、本日の議案の審議をすべて終了いたしました。

議長： 次にその他の件について、委員、推進委員、事務局か発言があれば挙手をお願いします。

事務局： ①行事予定について
②その他
1) 農業委員、農地利用最適化推進委員連絡先一覧、担当地区一覧について
2) 家賃支援給付金について
3) ミカンコミバエについて

議長： よろしいでしょうか。それでは、以上をもちまして、令和2年8月南大隅町農業委員会定例会総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長 橋口 初男

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員